

令和7年5月28日 部長会議

開催日時	令和7年5月28日(水) 午前9時00分から午前9時50分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1. 市長訓示

- ・まもなく梅雨となるが、近畿地方の梅雨入りは、平年並みの6月上旬頃とされている。近年では、集中豪雨や台風の大規模化などの異常気象により、全国各地で甚大な被害が発生している。被害を最小限に抑えて、市民の生命と財産を守るためには、日頃の防災・減災対策が必要である。
- ・5月26日に県や消防等の関係機関による市内の一級河川の水防パトロールを実施し、水害の発生が予想される箇所の巡視点検を行った。また、6月8日には、水防訓練を実施する。職員の皆さんは、水防体制への備えなど、災害対策に万全を期すようお願いする。
- ・市議会であるが、6月6日から6月定例市議会が開会される。議案資料の内容確認や想定される質問など事前の準備をしっかりと行い、本会議、各委員会での適切な対応をお願いする。
- ・人材育成評価制度の目標設定の時期を迎えている。組織目標や主要課題の着実な執行に向けて、各部局・所属において職員1人1人の目標設定についての面談を行い、成果を上げられるよう適切な進捗管理に努めるようお願いする。

2. 審議

(1) 草津市読書のまち推進計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料: 当日配布】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・【審1-1】4月21日から5月20日までパブリックコメントを実施し、1人の方から12件の御意見をいただいた。
- ・周知方法は、【審1-1】に記載のとおりであり、市のホームページへのアクセス件数は、262件であった。
- ・12件の意見とそれに対する市の考え方は、【審1-1】のとおり整理している。
- ・12件の意見については、今後の計画に基づく具体的な取り組みにあたって参考とさせていただくが、計画本文への修正はない。
- ・【審1-4】スケジュールについては、部長会議終了後、議会に報告し、6月下旬の定例教育委員会に報告し、7月に計画の策定を予定している。

【主な質疑・意見】

- ・パブコメ意見4番目、8番目の中にある、屋外読書スペース、屋外に飲食ができるスペース、授乳室やオムツ交換台が設置されていることについては、本館の説明であって、南館には当てはまらないと思うが、どうお考えか。
⇒ 南館は複合施設にあることから、同一の建物にカフェスペースがあり、ロビーでも飲食が可能である。
また、授乳室については、同フロアに授乳室があり、おむつ交換台はトイレに十分なスペースがあるため、南館には設置していない。
- ・パブコメ意見の7番目で講演会等の機会を増やしてほしいという意見に対して読書以外の目的で来館する人を増やすために事業を実施しているというように回答されているが、読書まちづくりを推進する中で、読書以外の目的で来館される方という表現は、計画の方にもなく、読書に繋げるためのイベントのような表現の方が良いのではないか。
⇒「読書以外の目的」は、本の借用だけでなく、本を読むことに繋がるようなイベントを開催することで来館いただくという意味合いであるので、表現については、修正を検討する。
- ・各意見の語尾が、意見ということが読み取りにくい表現となっている。
⇒意見については、原文そのまま表記している。
- ・原文のまま記載していることを表記する方が分かりやすいのではないかと考える。

【結論】

審議了とする。

3. 重 要 報 告

(1) 令和7年度国・県要望の要望書について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・4月24日の部長会議において、選定いただいた国・県要望について修正いただいた。
- ・要望を挙げていただいている部局は、本日から6月11日までの間に、県担当課への事前説明の実施および結果報告、また、補足資料の作成をお願いする。また、本日の部長会議終了後、インフォメーションで担当所属長宛に依頼させていただくので、御対応いただくよう、よろしくお願いする。
- ・議会への説明については、7月上旬に内容を確定し、正副議長への説明を行った後に、市議会議員に要望書の配布を行う。
- ・8月7日に知事、副知事への要望、同日(8月7日)および18日に関係部局、県警本部への要望を行う予定となっている。
- ・自民党政調会要望については、5月12日開催の部長会議にてお伝えしたとおり、6月上旬に自民党政調会で案件を決定し、8月8日14時から開始する。例年リハーサル形式で行っている理事者説明は、7月2日13時30分から2時間程度、庁議室にて開催するので、日程調整をお願いする。

(2) 令和7年6月定例市議会 提出予定議案(開会日提案および開会日追加提案)について

【資料: 当日配布】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・令和7年6月定例議会案件について、承認が2件、補正予算が1件、条例改正が4件、一般議案が3件の合計10件である。各詳細は、提出予定議案等説明資料P4～13のとおりである。
- ・補正予算については、令和7年6月定例市議会報告一覧表のとおりで、詳細は、P14～17のとおりである。

る。

- ・開会日に予定している追加提案については、工事の契約の議決を求めるものである。詳細は、提出予定議案等説明資料〈案〉P2～5のとおりである。
- ・最終日に予定している追加提案は、人事案件と契約の議決案件と一般議案をお願いする。

(3) 玉川まちづくりセンター整備地について

【資料：当日配布】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

- ・玉川まちづくりセンターの整備について、市政戦略会議にて協議を行ったので、結果を報告する。
- ・センター整備の基準は、敷地面積1,700㎡、施設規模は延床面積630㎡とし、同一敷地内での建替を基本とするも困難な場合は、周辺用地等の取得を行うことで、センター利用者のニーズに応えるべく施設の改修計画を推進するという方針である。
- ・今年度、玉川まちづくりセンターについては、不整形地かつ敷地内が平坦でないことによる現地建替の困難さを考慮し、整備基本計画の策定を進める中で、現地建替案・移転案を含めた整理を行うこととしていたが、今回玉川学区から「玉川まちづくりセンター整備(建替え)に伴う要望について」の要望書が提出された。
- ・要望については、野路公園の接地の近隣に用地を確保し、移転建替、移転改築をしてほしいという内容である。
- ・この要望書を受けて、先の戦略会議を踏まえ野路公園の整備事業の進捗とあわせて、方針がセンターの整備の基本方針に該当するものと総合的に判断をしたので、玉川まちづくりセンターの野路公園隣接地での移転・改築に向けて、地権者の方との調整を進める方向である。
- ・併せて移転・改築に当たっては、現在のまちづくりセンターは、敷地を処分する方向で検討を進めている。
- ・位置関係について、資料のとおり。敷地面積1,700㎡程度を確保し、整備を進めていく予定。
- ・今後の予定は、本日の部長会議報告後、総務常任委員会協議会での説明を予定している。

(4) 戦略的な企業立地・集積に向けた3つの取組について

【資料：報4-1】

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長より説明】

- ・企業立地推進係が昨年度途中に発足し、4月から企業立地推進室という新たな組織ができた。この組織がどういう形で企業立地の集積等を取り組んでいくのか、3つの取り組みの方向性を議会に説明する。
- ・本市の現状と課題は、資料のとおり。
- ・企業ニーズの調査結果は、今年度から取り組んでいる可能性調査の中で、アンケートや企業のヒアリングによる調査を行い、地理的要因が良い等の意見をいただいている。
- ・本市の現状やニーズ調査を踏まえ、本市の強みをまち作りの中に生かしていくため、3つの取り組みを今年度以降進める。
- ・1つ目は、新産業創出で、イノベーション集積拠点の創出、2つ目は、企業立地で一定の土地を民間に確保していただき、新たな産業用地を進めていく。3つ目は、企業誘致で、地域未来投資促進法等を活用した高付加価値型産業集積エリアの形成である。
- ・1つ目の新産業創出については、イノベーション集積拠点の創出ということで、7月にJIC(グロスツールイノベーションセンター)がオープンする。今後、協定書、覚書を締結して市の職員が週1～2回勤務し、連携を図っていく。イノベーションの集積拠点を民間活用するため、事業化検討パートナーの公募をかけ

て、スタートアップ集積化を図れないか調査を検討している。

- ・2つ目の企業立地の新たな産業の確保については、産業用地の可能性調査業務を9月まで行う。5,000㎡以上の土地や、その場合の接道や周辺のインフラ状況等を確認し、整理をしている。併せて、企業立地の相談窓口を組織として受けていくため、企業立地推進員の配置に向けて動いている。
- ・産業用地の確保が難しいことから、市街化調整区域の地区計画制度の運用基準の見直しを令和8年4月からできるよう都市計画部と連携して進め、民間の企業立地を進めていきたいと考えている。
- ・3つ目の高付加価値型産業集積エリアの形成については、地域未来投資促進法というような法律に基づいて農振の土地を解除して企業誘致を検討することを前提として、草津用水事業等の受益地の整理が必要であることから、特定構想費を使用し、受益地の調整がどこまでできるか調査した上で、今後検討を進める。
- ・今後のスケジュールは、9月には一定の方向を示すため、まずは6月定例議会の中で市議会の産建委員会協議会で説明を行う。

(5)第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における中間見直しについて

【資料:報5-1】

【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・中間見直しの実施時期の変更について、令和4年3月に策定した本計画については、令和4年度から令和14年度までの11年間を計画期間として、ごみの減量が進んでいない場合、令和7年度および令和11年度に計画目標の達成に向け、政策の見直しおよび新たな政策展開に取り組むこととしているが、これまでの計画に位置づける政策の推進により、本計画の目標の1人1日当たり家庭系と事業系ごみ量の毎年度の目標値を達成していることから、令和7年度に実施を予定していた中間見直しは実施をしないとする。
- ・ごみの減量が進んでいる中、計画期間のいずれかのタイミングで進捗の確認や政策の評価を実施する必要があるため、本計画の中間年度である令和9年度に中間見直しを実施していきたいと考える。
- ・今後のスケジュールは、来月6月に議会に報告した後、附属機関の廃棄物減量等推進審議会でも報告をしたいと考えている。

(6)「こども(小学生以下)」無料乗車実証実験について

【資料:報6-1】

【都市計画部理事から資料に基づき説明】

- ・草津・栗東・守山が連携し、小学生の夏休み期間中である7月19日から8月30日までの夏季期間に、コミュニティバス（草津市内を走行するまめバスと草津駅から栗東駅・守山駅を走行するくるっとバス）の無料対象を幼児から小学生までに拡大するとともに、幼児の無料対象の人数制限をなくす小学生以下を対象とした無料乗車実証実験を行う。
- ・具体的な周知方法は、別途関係所属に対して個別で協議させていただくのでよろしくお願いします。

(7)水道料金返還請求訴訟に係る控訴審の判決について

【資料:報7-1】

【上下水道部長から資料に基づき説明】

- ・経過は、令和5年7月にメーター交換を行い、その後の検針で、約20万円の請求を行ったが、使用者からそのような使用はしてなかったと訴えがあり、水道料金を請求するために水道を止め、

一旦、水道料金支払いをいただいたが、訴えを変更し、返還を求める訴えを起こされた。第1審では、市の敗訴となり、令和6年11月に議会に控訴を行うため、専決処分の報告をした。その後の裁判が行われ、令和7年4月24日に市の勝訴として、使用料については、適正であったと判決をいただいた。その後、2週間の上告期限があったが、上告はされず判決が確定した。

・今後、令和7年6月2日に正副議長に報告をさせていただく。

4. そ の 他

【環境経済部長より】

・7月に実施する人権啓発の取組である企業訪問を実施するので、協力をお願いします。本日、デスクネット
ツで案内通知と説明会を案内する。

【総務部長より】

・議会閉会日において、議会から国スポ・障スポのポロシャツ着用について提案を受けたことから、着用を統一する。9月2日の臨時議会についても、大会直前であるので、議会へ申し出る予定である。

【まちづくり協働部長より】

・令和7年度町内会の全体説明会を5月30日10時から市役所2階特大会議室で行う。軽装勤務の服装で、9時45分までに会場に集まっていただくようお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp